

お問い合わせ・ご相談はあなたのまちの社会福祉協議会へ

富山市社会福祉協議会 大沢野細入支所 大山支所 八尾山田支所 婦中支所	富山市今泉83-1 富山市総合社会福祉センター内 富山市春日96-1 富山市大沢野健康福祉センター内 富山市上滝523-1 富山市大山地域市民センター内 富山市八尾町福島200 富山市八尾健康福祉総合センター内 富山市婦中町羽根1105-7 富山市西保健福祉センター内	076-422-5135 076-467-1294 076-483-4111 076-454-2390 076-469-0775
高岡市社会福祉協議会 福岡支所	高岡市清水町1-7-30 高岡市社会福祉協議会館内 高岡市福岡町大滝22 高岡市福岡健康福祉センター内	0766-23-2917 0766-64-8114
魚津市社会福祉協議会	魚津市新金屋2-13-26	0765-22-8388
氷見市社会福祉協議会	氷見市鞍川975 氷見市社会福祉会館内	0766-74-8407
滑川市社会福祉協議会	滑川市寺家町104 滑川市役所東別館2階	076-475-7000
黒部市社会福祉協議会 宇奈月支所	黒部市金屋464-1 黒部市福祉センター内 黒部市宇奈月町浦山2111 黒部市宇奈月老人福祉センター内	0765-54-1082 0765-65-1165
砺波市社会福祉協議会 庄川支所	砺波市幸町8-17 砺波市社会福祉会館内 砺波市庄川町青島385 庄川農村環境改善センター内	0763-32-0294 0763-82-3520
小矢部市社会福祉協議会	小矢部市鷺島15 小矢部市総合保健福祉センター内	0766-67-8611
南砺市社会福祉協議会 城端支所 平支所 上平支所 利賀支所 井波支所 井口支所 福野支所 福光支所	南砺市蛇喰1009 南砺市理休429 南砺市城端老人福祉センター「美山荘」内 南砺市下梨2240 平若者センター「春光荘」内 南砺市上平細島879 上平市民センター内 南砺市利賀村百瀬川313 南砺市利賀高齢者生活福祉センター内 南砺市井波521 南砺市井波社会福祉センター内 南砺市蛇喰1009 南砺市院林82-2 南砺市福野老人福祉センター「さつき荘」内 南砺市荒木574	0763-64-2940 0763-82-0906 0763-52-1222
射水市社会福祉協議会 新湊支所	射水市戸破4200-11 救急薬品市民交流プラザ2階 射水市三日曾根9-18 射水市新湊交流会館内	0766-55-5203 0766-82-8450
舟橋村社会福祉協議会	舟橋村仏生寺55 舟橋村役場庁舎2階	076-464-1847
上市町社会福祉協議会	上市町湯上野1176 上市町保健福祉総合センターつるぎふれあい館内	076-473-9300
立山町社会福祉協議会	立山町前沢1169 立山町元気交流ステーション3階	076-463-3356
入善町社会福祉協議会	入善町上野2793-1 入善町健康交流プラザ(サンウェル)内	0765-72-5686
朝日町社会福祉協議会	朝日町泊418 五又路クロスファイブ2階	0765-83-0576

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会

地域福祉・ボランティア振興課

電話 076-432-6157 / FAX 076-432-6124

〒930-0094 富山市安住町5番21号サンシップとやま3階

福祉サービスであなたをサポート

日常生活自立支援事業

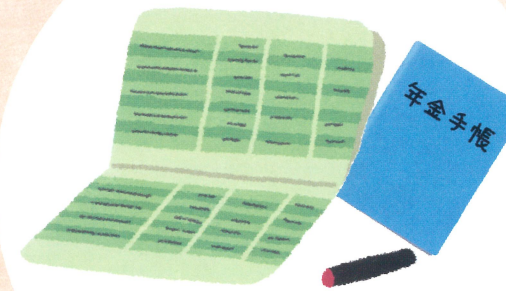
福祉サービスの利用の
しかたがわからない



公共料金等の支払いに
自信がなくて誰かに相談したい



このようなことで困っていませんか？



通帳や印鑑、証書などの大切な
書類をよくなくしてしまう



役所から届く書類を
どうしたらいいのかわからない

高齢者や障がいのある方、一人で生活していくには不安のある方が
安心して暮らせるよう、生活支援員が定期的にお宅などにうかがいお手伝いします。

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会

ご利用できる方は？

- ① 物の忘れのある高齢者等（認知症高齢者等）
- ② 知的障がい者等
- ③ 精神障がい者等

このような方で、福祉サービスの利用手続きや、日常的な金銭管理を、自分ひとりの判断で行うことに不安のある方

- ・認知症と判断された高齢者や、障がい者手帳を有する方に限るものではありません。
- ・このサービスは、社会福祉協議会と利用者本人との契約に基づいて行うため、契約内容を理解できる能力が必要です。
- ・判断能力の低下等でこのサービスをご利用いただけない場合は、成年後見制度の利用をおすすめします。

サービスの内容は？

福祉サービス利用のお手伝いをします。

- ・福祉サービスの利用に関する情報提供や相談
- ・福祉サービスを利用したり、やめたりする手続き
- ・福祉サービスの利用料の支払い手続き
- ・入所・入院している施設・病院のサービスや利用に関する相談
- ・福祉サービスに関する不満などを担当窓口へ申し出るための手続き

福祉サービス利用のお手伝いにあわせて、次のようなサービスも利用できます。

- 日常生活に必要な手続きのお手伝い
 - ・住民票の届出や印鑑登録などの行政手続き
 - ・商品購入に関する簡易な苦情処理制度（クーリング・オフ制度等）の利用手続き
- 必要な書類やお預かりサービス
 - ・預貯金通帳や印鑑、年金証書や保険証書などの重要書類を金融機関の貸金庫で保管します。
- お預かりできるもの
 - ・預貯金通帳、年金証書、保険証書、不動産権利証書、契約書、実印、銀行印、その他実施主体が適当と認めた書類（カードを含む）
- ×お預かりできないもの
 - ・宝石、書画、骨董品、貴金属類等
- 日常的な金銭管理のお手伝い
 - ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き
 - ・税金、社会保険料、公共料金、医療費等の支払い手続き
 - ・毎日の生活に必要なお金の出し入れ

利用料は？

契約を締結するまでの相談や支援計画の作成などは無料です。契約締結後の支援は利用料がかかります。

利用料 1回につき1,300円

別途1か月あたり300円の事務費がかかります

※生活保護を受けている方については、利用料が免除されます。

※書類等預かりサービスを利用する場合は、別途月500円の利用料がかかります。(減免は適用されません。)

専門員とは？

相談を受けて、訪問・面接、支援計画の作成から契約締結までを担当する市町村社会福祉協議会の職員です。サービスを開始してからも、支援計画を変更したい場合や心配な点があれば、いつでも相談に伺います。

生活支援員とは？

契約を締結した後、支援計画に沿って定期的に訪問します。福祉サービスの利用手続きや、預貯金の出し入れなど、実際に利用者のお宅などにお伺いお手伝いをする職員です。

安心してご利用いただくために

このサービスの実施にあたっては、利用者和社会福祉協議会の契約内容を審査するための契約締結審査会を設置しています。また、サービス提供の適正さを監督するため、法律、福祉、医療の専門家と当事者組織の代表者などで構成する運営適正化委員会を設置し、適正な事業運営の確保に努めています。サービスの内容などに不満がある、苦情がある場合、下記の富山県福祉サービス運営適正化委員会に直接申し出ることができます。

富山県福祉サービス運営適正化委員会 電話 076-432-3280

◆ 判断能力が不十分な方には成年後見制度をおすすめします ◆

「成年後見制度」は本人の判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」のタイプがあります。本人や親族、場合によっては市町村長の申立てにより、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人・保佐人・補助人が、本人を保護・支援する制度です。

また、将来の不安への備えとして判断能力が十分なうちに、あらかじめ自分が選んだ代理人（任意後見人）に援助をお願いする契約をする「任意後見制度」もあります。

ご相談は社会福祉協議会、地域包括支援センター等へお問い合わせください。

相談からサービス提供まで

① 相談受付

まずは、お住まいの市町村社会福祉協議会（裏面参照）にご相談ください。



② 訪問・相談

専門員がお宅を訪問し、ご本人の困りごとや悩みについてご相談にのります。

※ご相談にあたっては、プライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。



③ 支援計画作成

ご本人から困っていることや希望をお聞きして、どのようなお手伝いをどのくらいの頻度で行うかなどをいっしょに考え、支援計画を作成します。



④ 契約

支援計画や契約内容が決まれば、ご本人と社会福祉協議会が契約を結びます。



⑤ サービス開始

契約にもとづく支援計画に沿って、生活支援員が伺い、サービスを提供します。

無 料

有 料